

日本感染看護学会誌投稿規定

1. 投稿者資格

投稿者は本学会の会員に限る（共著者を含む）。但し、編集委員会から依頼された原稿についてはこの限りではない。

2. 原稿の種類および内容

感染看護に関連する研究で、原稿の種類は、原著、論著、総説、実践研究報告、その他であり、著者は原稿にその何れかを明記する。また、他誌に未発表のものに限る。

3. 倫理的な配慮

人および動物が対象である研究は倫理的に配慮され、その旨が本文中に明記されていること。

4. 投稿手続

- 1) 原稿の3部（うち2部は複写でもよい）を送付する。
- 2) 原稿は封筒の表に「日本感染看護学会誌原稿在中」と朱書きし、下記に書留で郵送する。

〒236-0004 横浜市金沢区福浦 3-9

横浜市立大学医学部看護学科内 日本感染看護学会 編集委員会

- 3) 最終原稿提出時に、本文を保存した USB 等を添付する。

5. 原稿の採否

原稿の採否は、査読を経て編集委員会において決定し、結果を投稿者に通知する。受理した原稿は原則として返却しない。

6. 著者校正

著者校正は再校までとする。校正の際の加筆・変更は原則として認めない。

7. 投稿論文の長さ

原稿はA4判横書きで1行35字、1ページの行数を29行（1,015字）とし、適切な行間をあける。原則として図表を含め以下の長さとする（図表は通常1つ1/2枚とみなす）。

和文

原著	16枚以内	(16,000字以内)
論著	8枚以内	(8,000字以内)
総説	12枚以内	(12,000字以内)
実践研究報告	8枚以内	(8,000字以内)
その他	12枚以内	(12,000字以内)

8. 執筆要領

- 1) ワードプロセッサで作成したものとする。

- 2) 原稿には表紙をつけ、表題、英文表題、著者氏名、ローマ字氏名、所属機関名、英文所属機関名、論文の種類、連絡先を記載する。
- 3) 原著には 600 字程度の和文抄録ならびに 300 語程度の英文抄録をつけ、さらに 5 つ程度のキーワードをつける。
- 4) 文章は現代かなづかいを用い、句読点、括弧などは 1 字とする。外国語は活字体を使用し、アルファベットは半角 1 字とする。
- 5) 章節のはじめ方は I, II…; 1., 2. …; 1), 2) …; (1), (2)…; ①, ②…の順とする。文中および図表中の数字はアラビア数字またはローマ数字 (1, 2, 3, I, II, III) を用いる。
- 6) 数量の記号は m, cm, mm, ml, kg, μ g, % などを用いる。
- 7) 人名・地名などは原則として原語を用いる。
- 8) 図・表および写真は、図 1, 表 1, 写真 1 等の通し番号をつけ、本文原稿右欄外にそれぞれの挿入希望位置を朱書きする。

9) 文献の記載方法

本文中の引用部分に文献番号^{1), 1) ~4)}のように右肩につけ、本文原稿の最後に一括して番号順に記載する。引用文献の記載形式は以下のようにする。

- ①雑誌の場合 …著者名：論文表題，雑誌名，巻，最初と最後の頁，西暦年号。
- ②単行本の場合…著者名：表題，書名，版次，編者名，頁，発行所，西暦発行年。
- ③翻訳書の場合…原著者名（訳者名）：書名，版次，頁，発行所，西暦発行年。

例 雑誌

- 1) 嘉手苺英子：食事摂取のケア技術，臨牀看護，21：1896－1901，1995.
- 2) Gawlinski, A. and Dracup, K. : Effect of positioning on mixed venous oxygen saturation in low ejection fraction patients. *Nursing Research*, 47, 293－299, 1998.

単行本

- 1) 薄井坦子，三瓶眞貴子：看護の心を科学する，解説・科学的看護論，初版，日本看護協会出版会，1996.
- 2) Hayashi, S. : An overview of the uses of computers in nursing practice in Japanese hospitals. In K. J. Hannah, E. J. Guillemin, D. N. Conklin (Eds.), *Nursing Uses of Computers and Information science*. pp. 9-16. Boston, Amsterdam, North Holland, 1985.

9. 著者負担費用

- 1) 原稿 8 枚まで無料，8 枚を超える場合は 1 万円を著者負担とする。さらに規定の枚数

を超える場合は、超過分の所定費用を著者負担とする。

- 2) 図・表・写真などで印刷上特別な費用を必要とする場合は、著者負担とする。
- 3) 別刷りは著者負担とし、校正原稿送付時に別刷りの希望の有無およびその部数を知らせること。

付則

この規定は、平成 13 年 6 月 23 日から施行する。

付則

この規定は、平成 18 年 1 月 27 日から施行する。

付則

この規定は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。